

2023年5月22日

シマダ株式会社行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

I 計画期間 2023年7月1日から2026年6月30日までの3年間

II 内容

1 雇用環境の整備に関する事項

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

① 目 標: 希望する労働者に対する職務や勤務地等の限定制度の実施

対 策: 2023年7月～2026年6月

子育てを行う労働者から、勤務地（現場）等の移動希望がでたら相談に乗り、現場間の調整を図る

② 目 標: 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対 策: 2023年7月～2026年6月

グループウェアを利用し諸制度のパンフレット等をインフォメーションすることにより周知する

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

① 目 標: 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

※社員一人あたりの年次有給休暇（法定付与分）取得率を75%以上、個々の取得率を40%以上にする。（有給休暇計画的付与5日を含む）

対 策: 2023年7月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

2023年9月～ グループウェア等で取得率アップの広報活動

2024年7月～ 管理職が取得率の低い社員をフォローアップし取得を促す